⑻　配置予定の主任技術者又は監理技術者との雇用関係の確認を求めることがある。(詳細は入札説明書による。)

⑼　契約書作成の要否　要。

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

⑿　特定ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Ishihara, Director General of Kyoto Office of Imperial Household Agency

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction of scaffolding and a temporary roof for the restoration of the Shishinden Building, Kyoto Imperial Palace, and other related works

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 2 December 2024

(5)　Time-limit for the submission of tenders brought along : 12 : 00 P.M. (noon) 29 January 2025

(6)　Contact point for tender documentation : Accounting Division of Kyoto Office of Imperial Household Agency, 3, Kyotogyoen National Garden, Kamigyo-ku, Kyoto-city, 602―8611 Japan TEL 075―211―1211 (Ex. 137)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

京都御所紫宸殿素屋根設置その他工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年10月31日

宮内庁京都事務所長　石原　秀樹

◎調達機関番号　008　◎所在地番号　26

1　工事名　京都御所紫宸殿素屋根設置その他工事

2　工事場所　京都市上京区京都御苑（京都御所内）

3　工事内容　本工事は、京都御所紫宸殿桧皮葺屋根葺替に伴い、重量鉄骨による素屋根設置（スライド方式（可動方式））、紫宸殿十八階段及び露台の取解などを行うものである。

Ⅰ京都御所紫宸殿素屋根設置工事　一式
（鉄骨造平屋建　屋根鋼製折板葺　建築面積2,824㎡）

Ⅱ京都御所紫宸殿十八階段取解工事　一式
（木造平屋建　屋根桧皮葺　床面積　685㎡）

Ⅲ京都御所露台取解工事　一式
（木造平屋建　屋根桧皮葺）

4　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月19日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間　令和６年10月31日から同年12月２日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所　〒602―8611 京都市上京区京都御苑３番　宮内庁京都事務所庶務課会計係
電話075―211―1211　内線137　Ｅメール kyo.kaikei@kunaicho.go.jp

(3)　その他　特定ＪＶとして資格を得ようとする者に交付する。

6　競争参加資格審査申請書の提出

(1)　提出期間　令和６年10月31日から同年12月２日までの行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。

(3)　提出方法　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　共同企業体協定書の写し

②　下記７(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和６年10月31日付け分任支出負担行為担当官宮内庁京都事務所長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２と同一であるので、これを使用して作成しても差し支えない。）。

(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格

(1)　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす２又は３者の組合せとする。

①　内閣府における令和５・６年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が、特定ＪＶの代表者においては、1,100点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,100点以上であること。）。また、特定ＪＶのその他構成員においては、総合審査数値が1,000点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,000点以上であること。）。

③　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

①　代表者は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ア又はイの要件を満たす工事の施工実績を有することとし、下記イの要件を満たす工事の施工実績を選択する場合は、その他構成員のうち１者は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ウの要件を満たす工事の施工実績を有すること（いずれの場合も、発注者は問わず、民間実績も可とする。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、代表者が、下記イ及びウの要件を満たす工事の施工実績を有する場合は、その他構成員の施工実績は求めないものとする。

ア　素屋根（重量鉄骨造）の設置が完了した工事の施工実績

イ　建築物の新築工事の施工実績（重量鉄骨造、建築面積1,400㎡以上）

ウ　歴史的建築物の保存修理工事等に伴う素屋根（構造は問わない）の設置実績※１

※１　ここでいう歴史的建築物とは以下のものを対象とする

１）文化財保護法第27条または同法第182条第２項により指定を受けた歴史的建築物

２）当所所管の歴史的建築物

３）「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（「世界遺産条約」）に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている「文化遺産」のうち歴史的建築物

②　建設業法（昭和24年法律第100号）建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。